

使用料の見直し

公の施設の名称	大分県母子・父子福祉センター
---------	----------------

<会議室使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
研修室 会議室	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体	9:00～12:00	1,100	<u>0</u>	△ 1,100
		12:00～17:00	1,850	<u>0</u>	△ 1,850
		17:00～21:00	1,500	<u>0</u>	△ 1,500
	福祉関係法の適用を受ける団体	9:00～12:00	2,700	<u>2,950</u>	250
		12:00～17:00	4,500	<u>4,950</u>	450
		17:00～21:00	3,600	<u>3,950</u>	350
	その他	9:00～12:00	3,600	<u>3,950</u>	350
		12:00～17:00	6,000	<u>6,600</u>	600
		17:00～21:00	4,800	<u>5,300</u>	500
第1和室 第2和室	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体	9:00～12:00	590	<u>0</u>	△ 590
		12:00～17:00	900	<u>0</u>	△ 900
		17:00～21:00	700	<u>0</u>	△ 700
	福祉関係法の適用を受ける団体	9:00～12:00	1,350	<u>1,500</u>	150
		12:00～17:00	2,250	<u>2,500</u>	250
		17:00～21:00	1,800	<u>2,000</u>	200
	その他	9:00～12:00	1,800	<u>2,000</u>	200
		12:00～17:00	3,000	<u>3,300</u>	300
		17:00～21:00	2,400	<u>2,650</u>	250

【備考】

改正前	改正後
1 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	1 (同左)
2 (新設)	2 <u>母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体が利用する場合の使用料は、徴収しない。</u>